

上限価格方式の運用に関する研究会 第一次報告書 (令和5年6月) <概要>

上限価格方式の運用に関する研究会
事務局

1. IP網へのマイグレーションに伴う料金体系変更への対応

【検討の背景】

NTT東日本・西日本のIP網への移行により、令和6年1月からNTT東日本・西日本の加入電話が、基本料は現状と同額のまま、通話料が全国(県間通話を含む)一律料金に改定(料金体系の変更)され、固定電話からの国際通話も新たに提供が開始される。

このため、料金体系変更時の料金指数やX値の取扱いについて整理が必要となる。

【考え方】

(県間通話・国際通話の扱い)

- ・ 県間通話については、県内通話と区別する必要性はなく、プライスカップ制度の対象とすることが適当である。
- ・ 国際通話については、NTT東日本・西日本による料金設定の裁量の範囲が少なく、プライスカップ制度の対象外とすることが適当である。

上記に基づく措置

【令和5年総務省令第55号(令和5年6月23日公布)による改正<令和6年1月1日施行>】

- ✓ 県間通話については、県内通話と同様の条件で提供されるものであることから県内通話と区別する必要性はなく、プライスカップ規制の対象として取り扱うが、「加入電話、公衆電話及び総合デジタル通信サービスに係る音声伝送役務」に含まれるため改正措置は不要。
- ✓ 国際通話については、対地国によりその料金幅等が多様であることなどから、NTT東日本・西日本による料金設定の裁量の範囲が少なく、プライスカップ規制の対象外とすることが適当であるため、「電話及び総合デジタル通信サービスに係る音声伝送役務」から国際通話を除く改正を行う。

【特定電気通信役務の範囲】

指定電気通信役務

音声伝送役務 (加入電話、公衆電話及び総合デジタル通信サービス) 国際電話及び国際総合デジタル通信サービス	音声伝送役務 (加入電話、公衆電話及び 総合デジタル通信サービスを除く) <現1号>
データ伝送役務<現2号>	
専用役務<現3号>	

【考え方】

(実際料金指数の算出方法)

- ・ 料金指数算出のためのトラヒックは、算出方法を簡素なものとするためにも、全国一律となる料金体系に合わせて、全国一括とすることが適当である。
- ・ 基準料金は、プライスカップ制度開始以降の料金指数との連続性を保つため、令和6年1月時点の料金に変更し、これを平成12年4月時点料金を基準に用いて算出した令和6年1月時点の料金指数で割り戻すことが適当である。
- ・ 県間通話に係る基準料金については、制度開始時からの料金指数水準に影響を与えないように、県間通話導入時(令和6年1月)時点の料金を現在の既存対象サービスの料金指数(平成12年4月時点を基準とした令和6年1月時点の料金)で割り戻して設定することが適当である。

(X値や基準料金指数の扱い)

- ・ PSTNからIP網への移行期では、一時的な費用の上昇も想定されるため、IP網への移行後の決算データが得られるまでは、PSTNに基づく決算値を使用したX値及び基準料金指数を適用することが適当である。

上記に基づく措置

【料金指数の連続性を保つための基準料金指数の算出方法(令和5年総務省告示第239号(令和5年6月23日公布・令和6年1月1日施行))】

- ① 令和6年1月に料金体系が変更される役務(市内・市外通話料等): 変更後料金を、対象役務の「平成12年4月時点料金を基準に用いて算出した令和6年1月時点の料金指数」(修正指数)で割り戻したものを基準料金(Poi)とする。
- ② 令和6年1月から新たに提供される役務(県間通話料): 新料金を、類似する役務の修正指数で割り戻したものを基準料金(Poi)とする。

※料金体系に変更のない役務(基本料等): 基準料金の変更は行わず、平成12年4月時点の料金を引き続き使用する。

【基準料金の修正イメージ】

$$\begin{array}{ccc}
 \boxed{\text{令和6年1月時点料金}} & \div & \boxed{\begin{array}{c} \text{令和6年1月に料金変更される役務の} \\ \text{平成12年4月料金基準の} \\ \text{令和6年1月時点の料金指数} \\ \text{【修正指数】} \end{array}} & = & \boxed{\begin{array}{c} \text{令和6年1月以降の} \\ \text{基準料金 (Poi)} \end{array}}
 \end{array}$$

- ① 固定電話
市内・市外通話料 8.5円/3分
- ② 固定電話
 県間通話料 (税抜)

- ①市内・市外通話料の料金指数
(東日本XX、西日本YY) 東日本: 8.5円 ÷ XX / 3分
 西日本: 8.5円 ÷ YY / 3分
- ②類似する役務の料金指数
(県間通話の場合、市内・市外通話)
(東日本XX,西日本YY)

2. 対象サービスの在り方

【検討の背景】

現在のプライスカップ規制は、音声伝送バスケットと加入者回線サブバスケット単位を対象として基準料金指数を設定しているが、2つのバスケットの内容が近接してきている。

また、現在規制対象となっている固定電話は需要減が顕著であり、制度導入当初からは環境が異なる。

【考え方】

- 音声伝送バスケットに占める加入者回線サブバスケットの割合が年々上がっており、また、X値も音声伝送バスケットと加入者回線サブバスケットに同じ値を適用している中で、あえて分けて取り扱う必要が乏しいことから、サブバスケットを撤廃することが適当である。

上記に基づく措置

【令和5年総務省令第55号(令和5年6月23日公布)による改正<令和5年10月1日施行>】

特定電気通信役務の対象として設定している加入者回線サブバスケットを、次期基準料金指数適用期(令和5年10月1日)より撤廃する。

【特定電気通信役務の種別】

種 別	対象サービス
音声伝送バスケット	加入電話・ISDN(基本料、施設設置負担金、通話・通信料)、公衆電話(通話・通信料)、番号案内料
加入者回線サブバスケット	加入電話・ISDN(基本料、施設設置負担金)

3. マイナスX値の扱い

【検討の背景】

費用データサンプル数の減少やIP網への移行に費用構造の変化等により、X値(生産性向上見込率)算定に必要なデータが少なく、プラスのX値が得られない可能性が高くなってきている。

【考え方】

- 次期X値(R6.10~R9.9)において、マイナスの値が得られた場合には、X値を「ゼロ」として扱う(物価上昇分までの値上げを許容)ことが望ましい。ただし、この取り扱いは物価上昇局面やIP網への移行という期間限定の特殊事情下である次期に限った選択肢とすることが適当である。